

# 熱損失防止(省エネ)改修住宅 (減額) 申告書

令和    年    月    日  東彼杵町長    様	申 請 者	住 所  郷                      番地  氏 名  <div style="text-align: right;">印</div>
地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の適用を受けたいので、東彼杵町税条例附則第10条の3第8項の規定に基づき申告をいたします。		
申 請 家 屋 の 明 細	家屋の所在	東彼杵町                      郷                      番地
	家屋番号 (登記した場合)	番
	家屋の種類	専用住宅    併用住宅
	家屋の構造	造                      葺                      階建
	床面積	延床面積                      m <sup>2</sup> 居住部分                      m <sup>2</sup>
	建築年月日	平成    年    月    日 (H20.1.1 以前が対象)
	登記年月日	年    月    日
改修工事完了年月日	年    月    日	
安全改修工事に要した費用	(30万円以上が対象)  円	
遅延理由	(改修完了日から3ヶ月を経過するまでに提出できなかった場合に記載)	
<添付資料> 1) 建築士、指定確認検査機関又は登録性能評価機関等が発行する証明書 2) 工事内容や金額のわかる工事明細書、領収書などの写し		

**[減額要件]**

- ※ 改修工事が平成20年1月1日に存在している住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ※ 住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税の減額措置を一度も受けていないこと。
- ※ 次の①～④までの内、①を含む改修工事で、改修部位が外気等と接するものの工事に限る。  
 ①窓の断熱改修工事(必須)、②床の断熱改修工事、③天井の断熱改修工事、④外壁の断熱改修工事
- ※ 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。
- ※ 改修工事に要する経費が30万円以上であること。
- ※ 当該年度の初日の属する年の1月31日までに提出すること。

**[減額措置]**

- ※ 改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税の1/3が減額となります。但し、床面積120m<sup>2</sup>相当分までが対象となります。